

(教育基本法に関する特別委員会)

教育基本法案(第百六十四回国会閣法第八九号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、教育基本法の全部を改正し、教育の目的及び理念並びに教育の実施に関する基本的な事項と、教育振興基本計画の策定等について定めるものであり、主な内容は次のとおりである。

一、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るなど、制定の趣旨を明らかにするために、前文を設けること。

二、教育の目的及び目標について、現行法にも規定されている「人格の完成」等に加え、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い」、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」こと、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う」こと等について規定すること。また、教育に関する基本的な理念として、生涯学習社会の実現と教育の機会均等を規定すること。

三、教育の実施に関する基本について定めることとし、現行法にも規定されている義務教育、学校教育及び社会教育等に加え、大学、私立学校、家庭教育、幼児期の教育並びに学校、家庭及び地域住民等の相互の

連携協力について規定すること。

四、教育行政における国と地方公共団体の役割分担、教育振興基本計画の策定等について規定すること。

五、この法律は、公布の日から施行すること。